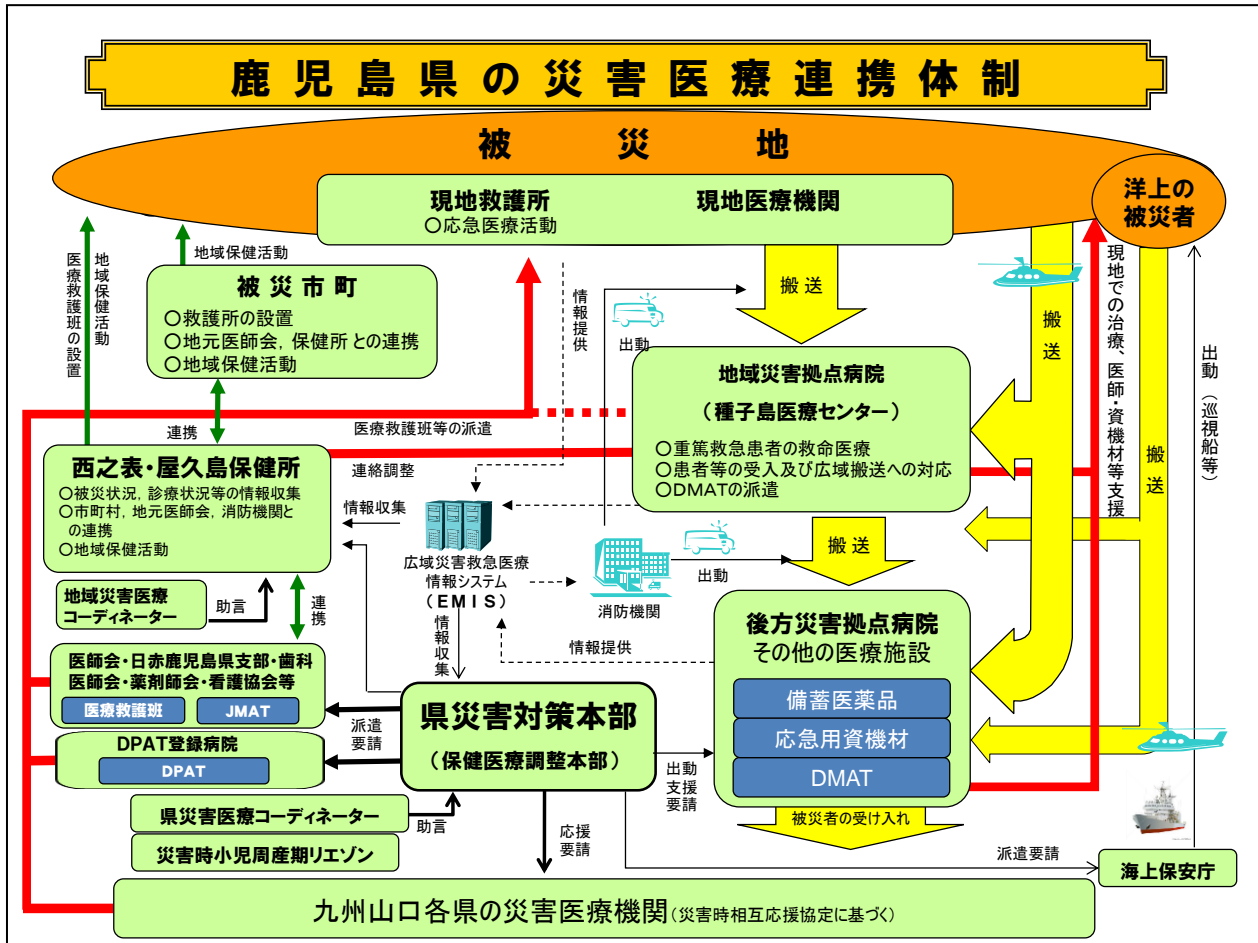


【図表資-5-228】熊毛保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

【図表資-5-229】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（災害医療）

◎健康管理（救護所、避難所における健康管理）

- ・災害発生後、救護所・避難所に医療従事者を派遣し、被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケアができる。
- ・携行式の応急用医療資機材、応急医薬品が備わっており、災害時傷病者の状態に応じた適切な医療の提供ができる。
- ・被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切にできるスタッフがいる。

◎一般医療（災害時における入院を必要としない医療）

- ・入院を必要としない、災害時傷病者に対する外来治療ができる。
- ・近隣医療機関との連携が可能である。

◎救急医療（災害時における入院を要する救急医療）

- ・災害時傷病者の状態に応じた、適切な入院を要する救急医療の提供ができる。
- ・入院を要する救急医療に必要な施設・設備が整っている。

◎地域災害拠点病院等（災害時に多発する重篤救急患者の救命医療）

- ・災害時に多発する重篤救急患者の救命医療ができる。
- ・患者等の受入・搬出を行う広域搬送ができる。
- ・重篤な救命医療を行うために必要な施設・設備・医療従事者が整っている。
- ・多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッドがある。
- ・診療機能を有する施設が耐震構造である。

[熊毛支庁作成]